

架空請求ハガキは無視が鉄則！

事例

私宛に「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」のハガキが民事訴訟通達センターから届いた。架空請求のハガキが不特定に届いていると知っていたが、実際に自分が受け取るとビックリする。自分の個人情報知られており心配だ、こんな時は、消費生活センターか警察署に情報提供すると聞いていた、情報提供する。(70代女性)

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されている契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)325 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年6月7日

法務省管轄支局 民間訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関1丁目
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-67
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

アドバイス

- 今年5月札幌市で、ハガキに書かれた「問合せ窓口」に電話して、2千500万円の被害が発生。名寄市内でも同種のハガキが多数届いております。
- 電話をすると、弁護士や担当者から「通信販売の未払いがある」「遅延金の関係で裁判を起こす」など支払いを要求。コンビニ払いや宅配便で現金を送るよう指示され、お金が無くなるまで複数回被害に遭ってしまう。
- 差出人は「法務省管轄支局 民間訴訟通達センター」とあるが、書かれた住所にはそのような機関は実在しない。
- ハガキが届いたら、絶対に電話をしないで無視。
- 悩んだときは、消費生活センター・名寄警察署(☎2-0110)に相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日